

南越前町総合防災訓練を実施します

■問合せ 総務課防災安全室 ☎ 47-8000

町内全域に大雨洪水警報および土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害の危険が高まったことを想定し「災害時要援護者避難支援計画」に基づいた避難訓練をはじめ、広域避難所開設運営訓練、災害対策本部設置運営訓練、住民による応急担架作成訓練などを実施します。

■日 時

11月18日(日)

午前8時～午前11時ごろ(小雨決行)

※集落によって終了時間が異なります。

※大雨・洪水警報発令時および災害が発生または発生するおそれのある事態が生じたときは訓練を中止します。

■場 所

南越前町役場、各総合事務所、避難所(集落センターなど)、広域避難所(南条勤労者体育センター、宅良地区体育館、桜橋体育館)

■参加機関

町区長会連合会、町民生委員児童委員協議会、町自警消防隊連絡協議会、町社会福祉協議会、南越前消防団ほか

■訓練の概要

- ・住民避難訓練(全集落対象)
- ・広域避難所開設運営訓練(一部の集落対象)
- ・応急担架、土のう等作成訓練(一部の集落対象)
- ・職員参集訓練
- ・災害対策本部設置運営訓練

訓練にあわせ屋外スピーカーやIP告知器による訓練放送およびエリアメールによる情報配信を行います

訓練当日、住民の皆さんに情報伝達の手段として屋外スピーカーやIP告知器による訓練放送およびエリアメールによる情報配信を行います。早朝からの放送となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。(避難情報の種類については、「P13 防災ひと口メモ」をご確認ください)

- 1回目 8時00分 避難準備情報
- 2回目 8時30分 避難勧告
- 3回目 8時45分 避難指示
- 4回目 10時45分 訓練終了

※進行の状況により、時間が前後する場合があります。

災害時要援護者の避難支援を！

災害が発生したとき、災害時要援護者(高齢者や障害のある人など)が避難所などに避難する場合には、支援が必要です。

町では、平成20年度に「災害時要援護者避難支援計画」を作成し、災害発生時の避難体制の整備を図っています。

実際に災害が発生したときに力を発揮するのは、日ごろから付き合いのある隣近所や集落内の人たちです。

区長や民生委員から災害時要援護者の安否確認や避難誘導などについて、協力を求められたときは、積極的に参加をお願いします。

▶ 要援護者の搬送



▶ 災害対策本部の運営



▶ 昨年の総合防災訓練の様子